

平成18年9月27日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

障害者自立支援法の10月施行に向けた支給決定事務について

障害者自立支援の推進については、御尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、障害者自立支援法の10月施行に向けた支給決定事務については、課長会議資料、Q & A、事務処理要領(暫定版)等において、取扱いや留意事項等についてお示しをしてきたところですが、市町村においては、改めて下記に留意の上、10月1日以降における利用者のサービス利用に支障がないよう万全を期していただくようお願いいたします。

都道府県においては、管下の市町村に御周知ください。

記

1 支給決定の取扱いについて

(1) 現にサービスを利用する者

ア みなし支給決定対象者

9月30日時点において下記 から に該当する者(新たな支給決定を受けた者を除く。)については、それぞれ以下に掲げるところにより対応する。

施設訓練等支援費の支給決定を受けている身体障害者

国立施設に入所又は通所している者

施設訓練等支援費の支給決定を受けている知的障害者

(ア) 上記 に該当する者のうち旧法指定施設に引き続き入所又は通所する者は、新たな支給決定は要しないので、みなし支給決定される旨の周知をするとともに、その内容を記載した受給者証を対象者に交付する。(詳細は事務処理要領(暫定版)を参照)

(イ) 上記のうち10月1日から新体系の指定障害福祉サービス事業者等に移行する施設に引き続き入所又は通所する者についても、10月1日までに新たな支給決定が間に合わないときには、以下によりみなし支給決定されたものとして取り扱う。その場合、新たな支給決定までの間みなし支給決定される旨及びその内容を、利用者及び関係事業者に

周知すること（当該みなし支給決定の内容を通知する場合には、支給決定までの間、当該通知をもって受給者証に代えることも可能とする。ただし、利用者及び事業者にはその旨を十分周知すること。）

現に入所又は通所する施設と異なる障害福祉サービス事業者等の新体系サービスを利用しようとする者については、10月1日までに新たな支給決定が間に合わないときには、支給決定を受けるまでの間は現に入所又は通所する施設の利用に係るみなし支給決定を受けることとなる。

a 支援費制度における指定施設から移行する指定障害者支援施設等に引き続き入所する者

(a) 対象サービス

支給申請しているサービス

(b) 支給量

- ・施設入所支援は当該月における日数
- ・日中活動サービスは当該月における日数から8日を控除した日数

(c) 障害程度区分

（みなされない）

(d) 有効期間

支給決定がなされるまでの間

b 支援費制度における指定施設から移行する指定障害福祉サービス事業者等に引き続き通所する者

(a) 対象サービス

支給申請しているサービス

(b) 支給量

当該月における日数から8日を控除した日数（ただし、現にこれを超える日数の支給決定を受けている場合は当該日数）

(c) 障害程度区分

（みなされない）

(d) 有効期間

支給決定がなされるまでの間

c 国立施設に引き続き入所又は通所する者

(a) 対象サービス

現に受けている養成課程若しくは訓練課程に相当するサービス

(b) 支給量

- ・施設入所支援については当該月における日数
- ・日中活動サービスについては当該月の日数から8日を控除した日数

(c) 障害程度区分

(みなされない)

(d) 有効期間

支給決定がなされるまでの間

イ 新たな支給決定が必要な者(アの(イ)によりみなし支給決定される場合を除く)

(ア) 現に居宅介護等を利用している障害者等で障害程度区分の認定が間に合わない場合は、9月中に行う場合に限り、「障害の種類及び程度」等を勘案し認定したみなし区分による支給決定が可能である(詳細は事務処理要領(暫定版)の「第2 1 経過措置等の取扱い」を参照)。

(イ) 障害程度区分の認定が既に終了している場合又は9月中の認定が可能な場合は、10月1日に間に合うよう支給決定することが基本となるが、支給決定が10月2日以降となる場合は、支給決定までの間のサービス利用について、必要に応じて特例介護給付費、特例訓練等給付費又は特例特定障害者特別給付費の支給が可能である(ただし、後日支給決定されたサービス及び支給量の範囲内に限り支給が可能であることに留意。(2)においても同様。詳細は事務処理要領(暫定版)の第3の を参照)。

(2) 新たにサービスを利用しようとする者

今後新たにサービスを利用しようとして支給申請をしている者については、基本的には支給決定を受けてからサービスを利用することとなるが、支給決定までの間にサービス利用の必要が認められる場合は、特例介護給付費、特例訓練等給付費又は特例特定障害者特別給付費の支給により対応が可能である。また、障害程度区分の認定に時日を要することが見込まれる場合には、(1)イ(ア)と同様、9月中に行う場合に限り、みなし区分による支給決定を行うことも可能である。

2 利用者及び事業者への周知について

10月1日までに支給決定及び受給者証の交付が間に合わない者が生じることが見込まれる市町村においては、当該障害者等(特に現にサービスを利用する障害者等)のサービス利用に混乱や支障が生じないように、支給決定通知及び受給者証が交付されるまでの間の取扱いについて、障害者又は障害児の保護者及び関係事業者にあらかじめ十分な周知を行うこと。